

平成20年度第1回東北農政局発注者綱紀保持委員会議事概要

日 時 平成20年5月30日（金） 17:05～20分

場 所 局長室

出席者 局長、企画調整室長、総務部長、消費・安全部長、食糧部長、農村計画部長、整備部長

概 要

- 1 委員会の趣旨について説明（資料1）
- 2 発注者綱紀保持マニュアル（概要）について説明（資料2・・・省略）
- 3 平成19年度発注者綱紀保持対策の実施状況の説明
 - ① 発注者綱紀保持対策の実施状況について（資料3）
 - ② 発注者綱紀保持研修の実施結果について（資料4）
 - ③ 農林水産省における発注者綱紀保持対策について（資料5）
- 4 平成20年度発注者綱紀保持対策の実施方針について決定
 - ① 発注者綱紀保持研修の実施方針（資料6）
 - ② 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針（資料7）

発注者綱紀保持委員会について

1 発注者綱紀保持委員会設置の趣旨

農林水産省では、従来から公共工事における談合等の不正行為を排除するなど公共調達の適正化のための様々な取り組みを行ってきたが、平成19年3月に地方農政局発注の水門工事に関して大規模な談合事件が、また、5月には緑資源機構の発注に関し、当省OBが関与した官製談合事件がそれぞれ発覚し農林水産省における発注事務に対する国民の信頼を確保することが改めて大きな課題となった。

このような中、平成19年7月31日付けで、発注事務の適正性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することを目的とした「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定され、平成19年10月15日付けで東北農政局に「東北農政局発注者綱紀保持委員会」を設置し、発注者の綱紀保持の対策がとられることとなった。

2 東北農政局発注者綱紀保持委員会について

(1) 東北農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
別紙のとおり

(2) 委員会事務の内容（委員会設置要領の2）

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ① 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告があった事案の調査分析及び公表に関する事。
- ② 発注者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
- ③ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
- ④ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。

(3) 委員会の開催

① 定例会議（委員会設置要領の4）

委員長が招集し、原則として毎年度2回開催（平成20年度は5月及び10月）する。

② 随時会議（委員会設置要領の5）

必要に応じ、委員長が招集する。

平成19年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

実施年月日	実施事項等
平成19年 7月31日	農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）、発注者綱紀保持委員会規則施行
平成19年10月15日	東北農政局発注者綱紀保持委員会設置要領施行
平成19年10月19日	本省において各部局の研修、講習の企画立案担当者（地方農政局発注綱紀保持担当者等）に対する研修の開催
平成19年10月22日	平成19年度第1回東北農政局発注者綱紀保持委員会開催
平成19年10月26日	第1回発注者綱紀保持委員会の「議事概要」及び「事業者の皆様へ」を東北農政局ホームページへ掲載
平成19年10月29日	第1回東北農政局発注者綱紀保持委員会で決定した競争参加有資格者への周知について局内及び事業所等へ指示（「事業者の皆様へ」及び「入札公告等への記載事項」）
平成19年11月12日	発注者綱紀保持マニュアルの配布（局内及び事業所等の全職員に配布）
平成19年11月28日	第1回発注者綱紀保持研修を実施
平成20年 1月21日	管内事業所等庶務担当者会議において講習を実施

※ 平成20年4月までに不当な働きかけに関する相談及び不当な働きかけを受けたという報告はない。

平成19年度発注者綱紀保持研修実施結果について

平成19年度の発注者綱紀保持研修等は、平成19年度東北農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）において決定された、発注者綱紀保持研修の実施方針に基づき、農政局及び管内事業所等の発注担当課長等及び発注担当者を対象に研修等を実施した。

- (1) 研修は平成19年11月28日（水）に農政局及び管内事業所等における発注担当課長等及び発注担当職員等を対象とした研修を実施した。
（参加者約150名）
- (2) また、上記研修会に加えて、平成20年1月21日（月）に開催された管内事業所等庶務担当者会議において、発注者綱紀保持対策等について説明した。（参加者約80名）

別 紙

〔事業者の皆様へ〕

平成19年10月26日

東 北 農 政 局

農林水産省における発注者綱紀保持対策について

- 1 農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程を制定しました。
- 2 この規程に基づいて、農林水産省では、当省発注事務に関し事業者の皆様に対して応接場所の制限を行うとともに、原則として複数の職員で対応することとし、また、「不当な働きかけ」について公表するなど以下の取組を実施することになります。

事業者の皆様におかれましては、農林水産省における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

発注者綱紀保持規程による主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- ② 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、本省又は地方支分部局等の発注者綱紀保持委員会に報告し、公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前に、設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取すること
- ⑤ 公表前に、総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前に、発注予定に関する情報を聴取すること
- ⑦ 公表前に、入札参加者に関する情報を聴取すること
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

平成20年度発注者綱紀保持研修の実施方針

平成20年度の発注者綱紀保持研修は、発注事務を行っている農政局及び管内事業所等の発注担当職員等を対象に実施。

(1) 研修

研修は農政局及び管内事業所等の発注担当職員等を対象に8月中に実施。

(2) また、上記研修に加えて、管内事業所等総務課長・庶務課長会議及び管内事業所等工事課長等会議において管理監督者へ、管内事業所等経理事務担当者会議等発注事務に関係する者が出席する会議において説明の場を設ける。

平成20年度発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針

平成19年度に引き続き、以下の取り組みを実施する。

- 東北農政局ホームページに発注者綱紀保持対策の取組状況について以下の資料を掲載する。
 - ・ 対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
 - ・ 東北農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- 以下の内容について、入札公告への掲載または発注窓口における掲示を行い関係事業者への周知を図る。
 - ・ 農林水産省において、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を行っている。
 - ・ 不当な働きかけを受けた場合においては、ホームページで公表する。